

## 7. 売却の詳細

売却財産は、随意契約による売却（国税徴収法第 109 条）の規定に基づいて行います。したがって、売却手続きについては、国税徴収法の規定が適用されます。

(1) 公売保証金 随意契約においては公売保証金の納付を要しません。

(2) 売却決定 買受人となるべき者に対する売却決定は、買受人となるべき者を決定する日から起算して 21 日を経過した日の午前 10 時 00 分に買受申込書の「買受価格」欄に記載された金額をもって行います。

(3) 買受代金の納付期限 買受代金納付期限は、売却決定をした日の午後 3 時 00 分までとなります。現金、口座振込、小切手のいずれかで納付期限までに買受代金の全額を納付してください。

## 8. 権利移転に伴う費用・手続き

権利移転に伴う費用（権利移転登記の登録免許税、嘱託書の郵送料等）は買受人の負担となります。

売却決定後に、所有権移転登記請求書に住民票等の必要書類を添え、提出してください。

## 9. 売却決定の取り消し

以下の場合、その売却決定等の取消しをします。

(ア) 売却決定後、買受人が買受代金を納付する前に、売却財産にかかる徴収金（地方税等）について完納の事実が証明されたとき。

(イ) 買受人が買受代金を納付期限までに納付しなかったとき。

(ウ) 国税徴収法第 108 条の規定に該当したとき。

## 10. その他

### (ア) 危険負担の移転時期

売却財産にかかる買受代金の全額を納付したとき。したがって、その後に発生した財産のき損、盗難及び焼失等による損害の負担は買受人が負うこととなります。

### (イ) 権利移転の時期

買受人は、売却決定後に買受代金を全額納付したときに売却財産を取得します。ただし、農地の場合は、該当市町の農業委員会の許可を受けたときとなります。

### (ウ) 種類又は品質に関する不適合に関する担保責任等について

三重地方税管理回収機構は種類又は品質に関する不適合に関する担保責任等を負いません。